

令和3年度第1回海老名市都市計画審議会 会議録

・議案(1)海老名市公園等整備・運営の指針(案)について【報告】

会長	それでは、報告事項「海老名市公園等整備・運営の指針(案)」につきまして、事務局から説明願います。
事務局	案件につきましては、説明者として出席している担当課よりご説明いたします。 (資料に基づき、説明者より説明)
会長	事務局からの説明が終わりました。海老名市公園等整備・運営の指針(案)ということで、説明をしていただきました。上位計画に緑の基本計画があり、実際にどのように公園を整備・運営をしていくのかという指針の案についてございました。 これにつきまして、何かご意見・ご質問はございますか。
A委員	都市公園の中に三川公園が含まれており、三川公園は神奈川県の手轄だと思っておりますが、海老名市として神奈川県に対して意見を述べる機会はあるのでしょうか。
説明者	地域の方や利用者の方から、市へいただいた意見については、正式な場でなくても、公園管理者である神奈川県に情報提供をするなど、適宜対応しております。
B委員	東部センターで三川公園の管理をしております。利用者の声は、モニタリングなどを通じて直接指定管理者に届く場合もありますし、県職員に届く場合もあります。市役所との連絡を密に行い、市民の方や利用者の方から、市へお話をすれば、県の担当部署へ連絡が入るようになっております。
C委員	この指針(案)のもとになっている緑の基本計画の目標年次はいつになっているのでしょうか。 資料1P.7に市の地域の特性を活かすという観点での記載がありますが、海老名市の地域の特性として、文化・歴史といったものに優位性があると感じています。自然環境でいうと、相模川や永池川の親水性を活かし、親水公園のように利用することを意識すれば優位性が出てくると思います。歴史でいえば、秋葉山古墳や国分寺跡、遺跡群などの歴史的な背景が大きなものがあり、自然的な空間と歴史的な空間が融合しているのは他市にはなかなかないと思います。永池川は、親水性のある護岸整備をしていますから、そういったものを親水公園として位置付けたり、相模川については、三川合流点付近のグランドなど広場についても公園という位置付けをするなど、公園的な位置づけを広くすることで、これはどちらかという緑の基本計画そのものかもしれませんが、海老名市の地域特性を十分に活かして公園整備を進めていくという認識を持っていただいた方が良いのかな、と思います。 また、海老名市の南部は、市街化調整区域で農業が盛んであることから、公園等がほとんどありません。以前は、水田や水路が公園的な役割を果たしていたわけですが、昨今は、子どもたちの遊び場としての役割は担っていませんので、そういった場所にも公園的な空間の整備が必要だと思います。南部にも学校や保育園等がありますので、そういったことも意識して適正に配置していただければと思います。
説明者	ご意見ありがとうございました。 まず、目標年次につきまして、緑の基本計画は20か年となっております。資料1のP.10にも記載しておりますが、見直しについては、このサイクルに基づいて進めていきたいと考えています。都市の状況に合わせてというご意見がありました。再整備や機能分担という点も指針の中で謳っていますので、地域の状況や意見を聞きながら進めていきたいと考えています。

会長

地域の魅力を引き出す形でやっていただければと思います。

D委員

2点質問があります。

海老名市における、都市公園の1人当たりの敷地面積は4.64㎡で、目標7㎡に対して66.3%という状況です。公園をA～Dで評価を行っていますが、D評価となった公園を集約再編し、また、人口減少を加味したうえで、一人当たりの敷地面積はいくつになるのでしょうか。

また、海老名市は一人当たりの目標敷地面積は満たしていませんが、以前聞いた話によると、海老名市は農地が多いから公園の代わりになると聞いたことがあります。都市公園法の改正で、公園の維持管理を民間に任せることで費用を軽減し、有効活用してもらおうという方針だったと思うのですが、農地が多いという特性を活かし、ドイツのクラインガルテンではないですが、農地を借りて市民農園をやっている方もたくさんいらっしゃいますし、今までの公園の形とは変わってしまうかもしれません、市民農園を上手く公園として取り込むことで、一人当たりの公園敷地面積は必然的に上がっていくと思います。国の方針との整合性は難しいのかもしれませんが、20年のスパンということで考えれば、海老名にはロケーションを活かした維持管理軽減策も有用かと思い、意見しました。

説明者

1人当たりの公園の目標敷地面積が足りていないのは実情でございます。基本的に、統廃合、機能分担、リニューアル整備等は、平成29年に都市公園法が改正された中でも必要な施策として挙げられており、これは時代背景もありますが、必要なことであると考えています。そのような中で、20年後に何㎡になるのかということは、申し訳ありませんが、出しておりません。公園の設置から30年～40年を経過すると維持管理費が膨大になり、管理が行き届かなくなることで利用にも影響が出てきます。これはよろしくないもので、時代に合った公園を考えながら進めてまいります。また、田園風景という言葉がありましたが、緑の基本計画においては、農地等も含まれていますので、どのように連携していけるか、課題として考えていければと思います。

E委員

市の議会だよりで拝見しましたが、ある議員さんが市長に指針(案)について質問をしていました。市長の答えの中で、災害に備えて公園を拡大することも必要だと考えているとおっしゃっていました。私も、経験からすると、やはり10の小さい公園よりも1の大きい公園の方が魅力があると考え、公園の規模を拡大することが1つの大きな課題であると思っています。今回の指針(案)の中で、統廃合を含めて規模の拡大は、具体的にどのように結びついてくるのでしょうか。リニューアルや統廃合の中で、具体的な規模の拡大というものはなく、統廃合していく中で小さい公園は売ってしまうのでしょうか。あるいは、面積が大きくなる公園は具体的に何か考えられているのでしょうか。

説明者

新規公園については、防災機能も公園の重要な機能の1つだと考えているため、防災機能の充実を図るためには、それなりの大きさが必要であると考えています。統廃合の考え方については、評価の中でCやDと評価されたものは検討に上がってくると思うのですが、公園の利用圏域や地域の状況を考慮し、利用者を含めた意見を聞きながら進めていくべきだと考えています。規模の拡大については、新たに用地を取得しなければいけないとなると、すぐにどうこうといかないものですので、個別に具体的な検討をしていかなければいけないと考えております。今日のところは詳細なお答えができませんが、そのような対応はしていきたいと考えています。

E委員

都市計画決定された公園も、実際に整備の段階になると決定よりも規模が小さくなってしまいうことも結構あるようなので、土地を買って大きくすることは大変なことだと思います。ただ、どうしても小さな公園だと使いにくく、公園とは名ばかり

になってしまっているところもありますので、統廃合の中では少しでも魅力のある公園を、大きい公園だけが魅力があるということではありませんが、拡大していくという方向性は必要であると思っています。これは意見です。

F 委員

2点意見がございます。

平成 29 年の都市公園法の改正により、都市公園内に保育所の設置が可能になったということ、また、民間事業者が収益事業として行う飲食店の開設が可能になったという方策が出ています。海老名市は若者流入支援策を積極的に行っているため、若い世代の保育や育児に関して注目度が高いと思います。この運用指針を発展させて、公園の単純な統廃合ではなく、保育所や、できれば幼保一環の認定こども園を都市公園の一部に併設することで園庭の関係など子育て環境が整ってくると思います。既存の公園や新規の公園も含めて、充実させていく方策を取ることも 1 つあると思います。

また、農家の次の担い手が生産物を提供できるマルシェのような場を、老若男女が利用する公園の中で設けるなど、多様な活用を行うことで魅力的ある公園を中心としたまちづくりができるような施策へ、この指針から発展させて繋げてほしいと思います。

説明者

保育園の設置や Park-PFI はこれからの課題であり、保育園の設置については、全国的な待機児童の問題を受けて盛り込まれたと思いますので、保育部局とも連携できればと思います。Park-PFI については、相当な面積がないと厳しいところもありますが、小さいながらにできることを考えていきたいと思っています。資料 2 11 ページ下部、「(2) 公園等の管理・運営②魅力的なサービスの提供」にこれらの施策について記載しておりますので、検討材料とさせていただきます。

会長

ありがとうございます。どのように整備し、活用していくのかというところで Park-PFI があるのだと思います。平塚市でも行っていますし、色々な形で施設が入ってこれるようになり、また、まちづくり団体との連携も考えられますから、どんどん進めていくことができればいいのかと思います。ご意見ありがとうございました。

C 委員

資料 1 の P. 1 には、令和 7 年頃に人口がピークを迎えると書かれていますが、P. 2 の海老名市人口ビジョンでは令和 5 年にピークを迎えると書かれていますが。これは何か意味があるのでしょうか。

P. 4 の 2 行目に公園敷地等の使用料・借地料について記載がありますが、公園の箇所数と面積はどれくらいになるのでしょうか。

説明者

海老名市では令和 2 年に総合計画を改定しており、総合計画の改定前の平成 28 年に人口ビジョンを策定しています。人口ビジョンでは、令和 5 年が人口のピークになり、総合計画では、改定に伴い再度検討した結果、令和 7 年が人口のピークになるとしています。人口ビジョンは推計値を主体としていますが、総合計画は政策的に人口を増やしていくという意味で目標数値を出しており、考えている時点と数値の出し方が異なることから、相違が出ているという状況です。

使用料については、年ごとに利用実績が異なることから、細かな箇所数や金額は年によって差があるため、明確な数字をお伝えすることができません。

C 委員

借地料については、公園は都市施設ですから、公共用地として取得して整備を行った方が後々問題が少なくなるのではないかと思います、費用がどの程度掛かっているのか、教えていただきたいと思いました。

説明者

借地料についてお答えします。都市公園については、77 箇所のうち 5 箇所約 1 万 3,000 m²、児童遊園等公共施設緑地については、8 箇所約 6,200 m²となります。

都市公園の借地は、公園の全部ではなく一部を借りている状況です。児童遊園は、境内地を無償で借りている場合が多い状況です。

- C委員 統廃合に合わせて整理された方が良いのではないかと思います、意見いたしました。
- G委員 機能特化公園に関心があります。資料3指針（案）のP.21に「公園等の管理・運営の検討事項一覧」による検討を行った上で取り組むものとする、という記載がされています。機能特化公園については、子ども向けや高齢者向け、前回の審議会で障がい者向けについても検討してほしいと述べさせていただきましたが、そのイメージについては、P.29～30の（2）公園等再整備の検討の4.利用のところに該当してくるのかなと思います、拝見させていただきました。資料編では利用のされ方について記載していただいています、現状このような使われ方をされているが、今後、地域ごとに大体こういうように配置していきたいといったイメージをされたのかと推測したのですが、このあたり説明していただければと思います。
- 説明者 近場の公園が似たような公園であると特色がないため、公園の利用圏域を踏まえて、例えば近場の公園の1つは高齢者向けでもう1つは子ども向けといった色を出していき、時代と地域のニーズに合った魅力ある公園にしていこうという考え方になります。個別の公園の整備は、地域の方のご意見をお聞きしながら、詳細を詰めていきたいと考えています。
前回の審議会で、障がい者向けというご意見をいただきましたが、利用団体は把握させていただいています。また、個別の公園については、指針の中には反映することはなかなか難しいところがあります。地域の実情やニーズをくみ取りながら、個別に対応していきたいと考えています。
- G委員 今回の資料編で、現状について細かく作成していただいていますし、機能特化公園としては特に利用の部分が関係してくると思います。指針をせっかく作成されるので、各地域でどういった方針で進めていくのかというイメージを持ちながら指針を運用していただければと思います。これは意見です。
- H委員 公園の機能として防災拠点の話がありました。公園というのは普段の生活の場であると同時に、非常時には防災拠点としての役割があるということが全ての公園で関係してくると思います。資料編にはかまどやマンホールトイレという項目がありますが、実際にはほとんどの公園で設置されていません。このような機能は、1つや2つあってもあまり意味がないと思っていて、実際のところ今後整備していくのかと思いますが、海老名市として、防災拠点としての公園に非常事態の際の機能をどのように整備していくのか、方針をお伺いしたいと思いました。
- 説明者 公園の所管課だけで防災の機能の整備についてお話することは難しい部分もありますが、危機管理課が所管している地域防災計画など、色々な災害・防災に関して議論する場がございますので、先ほどの機能分担公園もそうですが、防災に必要な設備やスペース、物資輸送の経路などは、危機管理課が持っているデータもありますので、連携して計画に取り組んでいきたいと考えています。
- D委員 これからの公園には、防災と並び防犯の視点も大切だと思います。今回の資料では防犯カメラに関する記述がありましたが、公園整備の中で防犯という観点ではどのように考えられているのでしょうか。
- 説明者 個々の案件にはなってきますが、照明灯のLED化や公園の可視化など、公園の再整備の中で個別に考えていきたいと思っています。
- D委員 賑わいと同時に見渡せるようになると本来望ましいと思っており、そのようなビ

ジョンがあると良いと思いました。

会長

最近の公園の整備では、外部から見通せるように設計されているものもありますし、特に大きい公園は防犯も重要な視点の1つだと思いますので、よろしく願いいたします。

防災公園内のかまどについては、個別の小さな公園への設置も必要ですが、整備費がかかることもあり、まずは市内の防災拠点として位置づけた大規模公園から順次設置することも考えられます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

公園というと身近なものですし、色々な機能があるということですから、大まかな指針をたてていただきましたし、これに基づいて個別計画が出来ればと思います。防災といっても色々な災害への対応がありますし、集約というのも1つの手だと思います。様々な手法がありますので、上手く活用し、魅力のある公園にしていただければと思います。

なければ、この件については報告でありますので、これで終わりいたします。それでは、本日、用意いたしました議事については、以上で終了いたしました。事務局で、これ以外に何かありますか。

事務局

特にありません。

会長

委員の方、他にございませんか。

特になければ、本日の議事はこれで終わりいたします。長時間に渡り、議事進行にご協力いただきありがとうございました。